

動薬協会発 154 号
平成 30 年 10 月 26 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の判定係
る飼養管理の協議について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（30 消安第 3760
号）がありましたので、お知らせします。

30 消安第 3760 号
平成 30 年 10 月 26 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜
の判定に係る飼養管理の協議について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、家畜防疫の重要性を十分に御了知の上、傘下会員各位等に対し周知いただくとともに、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

写

30 消安第 3760 号
平成 30 年 10 月 26 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜
の判定に係る飼養管理の協議について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策につきましては、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 9 月 9 日付け大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき対応していただいているところです。

防疫指針第 5 の 2（1）②のエ及び同（2）②のカの規定による疑似患畜の判定について、発生農場の飼養管理者が管理する全て農場の飼養管理が、別記に示すように厳格なリスク管理措置が徹底されている場合等であって、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している可能性が低いと考えられる場合や疑似患畜の判定に考慮する余地がある場合には、その後の対応等、動物衛生課に協議するようお願いいたします。

なお、本件については、今秋以降に予定されている防疫指針の見直しにおいて、専門家の意見を聴いた上で、防疫指針に反映させる予定ですので申し添えます。

厳格なリスク管理措置の一例

1 高病原性又は低病原性鳥インフルエンザ感染の否定

- (1) 患畜又は疑似患畜の飼養管理に直接携わっていた者（以下「飼養管理者」という。）が飼養管理を行った全ての農場（発生農場を除く。）における全家きん舎において、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状が確認されていないこと。
- (2) 一日の家きんの死亡率が過去 21 日間の平均のより 2 倍未満であること（ただし、留意事項⑩を除く）。
- (3) 全ての家きんが、患畜又は疑似患畜と過去 7 日間接触していないこと。

2 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

飼養衛生管理基準が厳格に遵守され、更に、発生予防措置を強化する事項として次について取り組まれていることが、飼養管理者が管理する全ての農場に対する発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合。

- (1) 衛生管理区域が明確に設定されており、従業員を含む全ての農場来場者が記録され保存されていること
- (2) 全家きん舎において、防鳥ネットの網目の隙間が 2 cm 以下又は同等の効果を有すると認められる設備が整備され、野鳥が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること
- (3) 定期的に農場内の点検を行い、農場敷地内にため池等の野鳥が飛来する可能性が高い場所に飛来防止のための対策がとられており、家きん舎の破損部や隙間及び排気管からねずみ等の野生動物が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること
- (4) 農場において使用される作業着、長靴等が当該農場専用であり、他農場へ持ち出されていないこと
- (5) 農場に入退場する畜産関係車両が消毒設備により消毒されていること

3 その他発生予防・まん延防止対策の実施

飼養管理者が管理する全ての農場において、病性判定日から遡って 7 日目から現在までに次の措置がとられていたことが、発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合。

- (1) 家きん舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際に自宅等で入浴した場合を含む）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものを消毒する等の措置がとられていること
- (2) 飼養管理等に関連する器材及び車両が専用で、定期的に洗浄・消毒されており、作業動線が他の農場と交わらないこと
- (3) 敷地内に GP センター又は食鳥処理施設が設置されている場合、車両消毒装置が整備され、車両の入退場に消毒が徹底されていること